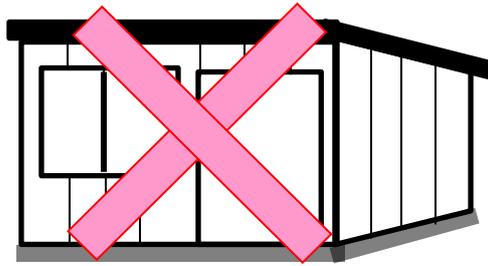


# 市街化調整区域の違反建築にご注意！

都市計画区域は、市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に分けられています。「市街化調整区域」においては、原則として建築物を建てることはできません。市街化調整区域において、無許可で建築物を建築した場合、都市計画法第43条第1項の規定に違反します。



屋根及び柱若しくは壁を有するものは建築物であると定められているため、プレハブ、コンテナ、物置、車庫、テント張なども建築物です。

基礎の有無は関係ありません。

## ・建築物とは（建築基準法第2条第1号）

土地に定着する工作物であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）
- ② ①に附属する門若しくは塀
- ③ 観覧のための工作物
- ④ 地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗などの施設

※「定着する」とは、必ずしも強固に土地に結合された態様のみでなく、用法上、定常的に定着された態様を含む。（栈橋による係留等）

基準やルールを守り、違反建築を防止しましょう。

住みよいまちづくりへのご協力をお願いします。

### 【問い合わせ先】

帯広市 都市環境部 都市建築室 建築開発課 住まい宅地係

電話 0155-65-4179（直通）

E-mail [architecture@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:architecture@city.obihiro.hokkaido.jp)

※裏面に、都市計画法の抜粋を載せています。

# 都市計画法 抜粋

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

**第四十三条** 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

三 仮設建築物の新築

四 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（同項各号に掲げるものを除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。